

1 生活支援

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、約8割の人が自宅やグループホームなど、地域社会で暮らしたいという意向を持っています【65 頁参照】。また、介助者が介助する上で困っていることでは、「心身が疲れる」が約5割、「必要な時に他の人に介助を頼めない」が約3割となっています【67 頁参照】。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「急に体調が悪くなったときの対応」が約2割となっています【66 頁参照】。

さらに、障がいのある人やその家族の相談に総合的に応じる障がい者生活支援センターの認知度は約3割と低く、前回調査の約4割から改善がみられません【71 頁参照】。

これらの現状から、障がいのある人やその家族が現在直面している生活課題、将来への不安や希望などを把握し、障がいのある人が必要な時に必要な支援を身近な場所で受けられるような体制の整備が課題となっています。

また、障がい福祉サービス・相談支援の実績から、計画相談支援は利用実績が見込み量を著しく下回っており、計画相談支援の事業所数が不足する中で、計画相談支援の機会を効率的に利用する仕組みと計画相談支援が選択できる体制の段階的な整備が必要です。

□ 基本的方向

障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。また、発達障がいのある人や難病患者も含めた障がいに関する相談等を総合的に行える相談支援体制の充実を図ります。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 障がい児支援の充実
- ④ 自立した生活を支えるサービスの推進

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい福祉サービスの充実 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">重点</div>	ア 居宅介護、生活介護等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援を周知します。 ・基幹相談支援センターによる指定相談支援事業所に対する助言指導を行います。 ・相談支援専門員の増員を図ります。 ・地域自立支援協議会で計画相談支援の効率的な利用を検討します。
	ウ 居宅介護、生活介護等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。
	エ 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等に対する喀痰吸引等研修の案内をします。
	オ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	カ 地域生活支援拠点整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点の整備を検討します。
	② 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実
イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を実施します。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 ・地域活動支援センターⅠ型の設置について検討します。

基本的方向	施策	取り組み
重点	ウ 地域生活支援サービスの専門の人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。
	エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等に対する喀痰吸引等研修の案内をします。
	オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 ・発達障害支援指導者養成研修の案内をします。 ・事業者間研修を実施します。
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・基幹相談支援センター等での家族向けの交流・学習の機会の提供について検討します。
③ 障がい児支援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。
重点	イ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	ウ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 ・発達障害支援指導者養成研修の案内をします。 ・地域自立支援協議会において事例検討や学習会を開催します。

基本的方向	施策	取り組み
<div style="background-color: #cccccc; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">重点</div>	エ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・基幹相談支援センター等での家族向けの交流・学習の機会の提供について検討します。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 ・地域自立支援協議会で活用について検討します。
	カ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会で支援体制づくりについて検討します。
	キ 障がい児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育の体制を整備します。
	ク 障がい児の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士による保育士と保護者への巡回指導を行います。 ・障がい児巡回相談を実施します。
	ケ 保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育関係研修を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	コ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。
	サ ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。
シ 地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・療育についての理解を深める講座を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。 	

基本的方向	施策	取り組み
④ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障がい者扶助料を支給します。 ・特定疾患患者等健康管理手当を支給します。 ・外国人重度障がい者福祉手当を支給します。
	イ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。 ・寝具乾燥サービスを実施します。 ・車いすの貸出を実施します。 ・配食サービス利用を助成します。 ・緊急通報システムを設置します。 ・さわやか収集事業を実施します。
	ウ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用券を支給します。 ・自動車燃料利用券を支給します。 ・リフト付タクシー利用券を支給します。 ・かすがいシティバス利用者・付添人の運賃を減免します。 ・勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。
	エ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。 ・福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに関するマークのパネル展示を行います。 ・イベント等でのPRを行います。
	カ 障がい者相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者相談員を設置します。 ・知的障がい者相談員を設置します。
	キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームなどの体験利用を支援します。
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	施設入所者の削減数（平成 17 年度からの累計）	19 人	27 人
2	施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数（平成 17 年度からの累計）	36 人	79 人
3	発達障害支援指導者の数	4 人	7 人
4	相談支援専門員の数	9 人	18 人
5	サービス等利用計画※を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	16.4%	23%
6	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	52.0%	70%
7	家族が介助を負担に感じている人の割合	64.3%	45%

※サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

□ 障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

障がい福祉サービス・相談支援	単位/月	実績		活動指標		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス						
居宅介護	人	278	295	327	342	358
	時間	5,478	5,852	6,546	6,903	7,262
重度訪問介護	人	9	8	12	13	14
	時間	1,205	482	720	780	840
同行援護	人	14	25	26	27	28
	時間	106	249	260	270	280
行動援護	人	23	22	25	26	27
	時間	293	282	317	335	345
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
日中活動系サービス等						
生活介護	人	465	458	543	552	560
	延べ日数	8,370	8,448	9,569	9,700	9,820
自立訓練（機能訓練）	人	4	1	4	5	6
	延べ日数	54	3	59	70	84
自立訓練（生活訓練）	人	10	9	2	3	4
	延べ日数	158	125	16	24	32
就労移行支援	人	50	55	69	79	88
	延べ日数	899	830	1,024	1,120	1,216
就労継続支援（A型）	人	57	108	116	119	122
	延べ日数	1,039	2,103	2,256	2,313	2,367
就労継続支援（B型）	人	265	288	286	310	335
	延べ日数	4,537	5,027	5,087	5,647	6,242
療養介護	人	16	15	17	18	19
居住系サービス						
短期入所	人	103	130	139	143	146
	延べ日数	412	575	617	632	647
共同生活援助（GH）	人	92	97	137	161	166
施設入所支援	人	182	174	172	169	166
相談支援						
計画相談支援	人	3	13	50	65	80
地域移行支援	人	1	0	3	3	3
地域定着支援	人	0	0	1	1	1
障がい児通所支援						
児童発達支援	人	209	234	285	317	351
	延べ日数	1,576	1,636	1,779	1,832	1,883
医療型児童発達支援	人	1	0	1	1	1
	延べ日数	1	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人	280	285	314	322	330
	延べ日数	3,829	4,141	4,481	4,599	4,713
保育所等訪問支援	人	0	0	2	3	4
	延べ日数	0	0	6	9	12
障がい児相談支援	人	0	3	13	20	28

□ 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業		単位/年	実績		見込み量		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい者相談支援事業	事業所数	か所	4	5	5	5	5
	相談員数	人	9	12	12	12	12
	相談件数	件	6,249	7,803	8,369	8,583	8,781
成年後見制度利用支援事業		人	3	6	8	10	12
意思疎通支援事業	手話通訳者窓口設置者数	人	1	1	1	1	1
	手話通訳者派遣件数	件	470	562	603	618	632
	要約筆記者派遣件数	件	3	8	9	10	11
移動支援事業		人	282	292	314	322	330
		時間	20,512	20,956	22,855	23,440	23,980
地域活動支援センター事業	市分	か所	8	9	10	11	12
		人	154	199	200	220	240
	他市町分	か所	6	7	7	7	7
		人	8	13	9	9	9
日中一時支援事業		人	260	265	290	297	304
		回	8,033	7,160	8,951	9,180	9,391
訪問入浴サービス事業		件	1,248	1,236	1,391	1,426	1,459
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件	15	22	24	25	26
	自立生活支援用具	件	56	45	62	63	64
	在宅療養等支援用具	件	38	39	42	43	44
	情報・意思疎通支援用具	件	24	38	41	42	43
	排泄管理支援用具	件	5,400	5,432	6,017	6,171	6,313
	居宅生活動作補助用具	件	7	11	12	13	14
	合計	件	5,540	5,587	6,198	6,357	6,504
更生訓練費給付事業		人	13	9	14	15	16
施設入所者就職支度金給付		人	1	3	4	5	6
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得助成	件	7	3	8	9	10
	自動車改造助成	件	15	8	9	10	11

※活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。少なくとも年に1回は実績を把握して、計画の達成状況等の分析・評価を行います。

※各年度の活動指標は、1か月当たりで、そのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。

※計画相談支援、障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。

計画相談支援、障がい児相談支援の利用実人数は、それぞれ

【平成24年度実績】22人、0人

【平成25年度実績】127人、13人

【平成27年度】220人、50人

【平成28年度】280人、80人

【平成29年度】340人、110人です。

※各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。

2 保健・医療

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、医療について困ったことや不便に思ったことについて、「特に困ったことはない」の割合が約5割と最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」、「障がい（病状）のため症状を正確に伝えられない」の割合がそれぞれ約1割となっています【72頁参照】。

また、精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

さらに、内部障がいの発生を予防するために、その原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見、その後の適切な治療が必要です。難病患者については、総合的な相談支援が求められています。

□ 基本的方向

障がいの特性に応じた、適切な医療を受けることができる体制づくりに努めます。特に、精神保健福祉や難病に関する施策の充実を図ります。

また、保健・医療について適切なサービスの提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療に努めます。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査を実施します。 ・ 特定保健指導を行います。 ・ 後期高齢者健康診査を実施します。 ・ 新生児聴覚スクリーニングを実施します。
	イ メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス相談を実施します。 ・ ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・ こころの健康について知識の普及啓発を行います。
	ウ かかりつけ医の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。
	エ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理リハビリテーション事業を実施します。 ・ 音楽療法を実施します。
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問指導を実施します。 ・ 発達相談を実施します。 ・ 早期に療育につなげる支援を行います。
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。 ・ グループ活動を支援します。 ・ 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。
	イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。 ・ 地域自立支援協議会で退院促進について検討します。
	ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。
③ 難病施策の推進	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 ・ 障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・ 保健所との連携を強化します。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	181 人	222 人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所※を提供する事業の実施箇所数	3 箇所	6 箇所
3	特定健康診査の受診率	35.1%	50%

※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、児童の日中の居場所について、「普通学校（特別支援学級も含む）」の割合が約3割を超えて最も高く、次いで「特別支援学校」の割合が約3割となっており、保育所、幼稚園などを含めると約8割の児童が通学・通園しています【68頁参照】。現在の児童の日中の居場所について、困っていることについては、「特にない」の割合が約4割である一方で、「先生の理解が足りない」、「児童・生徒の理解が足りない」がそれぞれ約1割あります【69頁参照】。また、今後充実させてほしい支援については、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」や「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」、「学校などの教育環境の改善」の割合がそれぞれ約3割と高くなっています【70頁参照】。

このため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある子どもが身近な場所で、個々の能力や障がい特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることが必要です。

文化芸術活動・スポーツについては、外出の頻度について、障がいのある人すべてで、「毎日」と「一週間に3～6日程度」の合計が約5割となっている【76頁参照】一方で、自分の楽しみに使う時間のすごし方については、全体的に「テレビを見る」の割合が高く5割を超えています【73頁参照】。

このため、障がいのある人が安心して、積極的に文化芸術活動、スポーツに親しむことのできる環境を整備し、社会参加の機会をつくる必要があります。

福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

□ 基本的方向

個々の障がいのある子どもにあった教育を、障がいのない子どもと受け取ることができるよう、教職員の理解を深めることや教育内容の改善・充実を図ります。

また、障がいのある人が文化活動やスポーツ、レクリエーションなどのさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、社会参加の場の提供や支援の充実を図ります。

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ④ 文化芸術活動の推進

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を開催します。
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の特別支援学級へ特別支援教育支援員（介助員）を配置します。 ・通常学級へ特別支援教育支援員を試行的に配置します。
	ウ 未就学児の早期教育相談、児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の教育委員会窓口における就学相談を実施します。 ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
	エ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を検討します。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 ・地域自立支援協議会で活用について検討します。
	カ バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級のトイレを洋式化します。
	② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進
イ 交流学习などの推進		<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人達の相互交流を行います。

基本的方向	施策	取り組み
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 成績優秀者の顕彰	・国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）で各種事業の充実	・障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 ・「交流の日」事業を実施します。
	ウ 利用料金の減免	・温水プールなどの利用料金を減免します。
	エ レクリエーション活動の推進	・社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる地域のいきいきサロンの開催を支援します。
④ 文化芸術活動の推進	ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣	・講演会や展覧会などに手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種講座の開催	・手とり足とりパソコン講座を開催します。 ・実践パソコン講座を開催します。 ・障がいの特性に配慮した講座を開催します。
	ウ 創作活動の支援	・障がい者作品展を開催します。 ・障がい者週間啓発事業を実施します。
	エ 図書の充実と読書サービスの提供	・録音図書、点字図書を作製します。 ・ボランティアによる対面読書を行います。 ・図書無料郵送貸出を実施します。
	オ ボランティアなど人材の育成・確保	・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・やさしい手話講座を開催します。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	7,564 人	10,000 人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24 件	32 件
3	サポートブックの利用者の数	37 人	100 人

4 雇用・就業、経済的自立の支援

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、現在の就労状況は、障がいのある人すべてで、「働いていない」の割合が約4割と高くなっており、精神障がいのある人では5割を超えています【74 頁参照】。一方、現在働いていない精神障がいのある人は「働きたいと思う」と答えている人の割合が約5割となっており、精神障がいのある人を就労につなげていく支援が必要です【75 頁参照】。

また、就労に必要な支援や配慮については、難病患者で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」の割合が約5割と高く、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「障がいに応じて短時間の就労などができること」の割合がそれぞれ約4割と高くなっているなど、それぞれの障がいの特性に応じた配慮が求められています【75 頁参照】。

福祉施設を退所し、一般就労した者の数(年間一般就労移行者数)については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

□ 基本的方向

障がいの特性に応じた就労機会の拡大と、短時間勤務などの柔軟な雇用形態を支援するとともに、ジョブコーチの活用や各種助成制度などの積極的な広報および情報の提供や、関係機関と連携した総合的な就労支援を図り、就労を促進します。

また、企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、福祉的就労の場などの充実を図るとともに、経済的自立の支援を進めます。

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進 <div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">重点</div>	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 地域自立支援協議会で就労について検討します。 障がいのある人を正規職員や臨時職員として採用します。
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 ハローワークとの連携を強化します。 ジョブコーチの活用を促進します。 障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。 調達実績をホームページで公表します。
	エ 職場の施設・設備のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職場環境向上事業を助成します。
② 福祉的就労の充実	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助を行います。
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> 元気ショップを拡充します。
	ウ 工賃の向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 元気ショップを拡充します。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	福祉施設※を退所し、一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）	21 人	34 人
2	就労移行支援事業の利用者数	55 人	88 人
3	就労移行支援事業所通所者の就労移行率	16.7%	25%
4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	1,036 千円	5,000 千円
5	就労継続支援 B 型の平均月額工賃	11,922 円	20,000 円

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

5 生活環境

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が3割以上と高く、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています【82 頁参照】。

通勤通学以外で外出する際に移動しやすい環境づくりなど、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進が必要です。

□ 基本的方向

誰もが、安心・快適に暮らせる、生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリアを整備します。 ・バリアフリー新法重点整備地区を整備します。 ・公園を整備します。
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる駅やその周辺を整備します。 ・市役所庁舎を整備します。
	ウ 「かすがいシティバス」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・付添人の運賃を減免します。
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。
	ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・集合住宅の空き部屋の活用について検討します。

重点

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	50%	75% [※]

※市営住宅総合再生計画で平成 30 年度の目標値を 75%と定めています。

6 情報アクセシビリティ

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、福祉などの情報を得る手段について、「市の広報」が約4割、「新聞・雑誌・一般図書」が約3割と高くなっています【77頁参照】。障がいのある人にとって分かりやすく、利用しやすい情報提供の充実が必要です。特に、必要な情報を適時得ることができるように、ホームページなどを活用した情報提供の充実が求められています。

また、意思疎通が困難な人が自分の意思を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図る必要があります。

□ 基本的方向

障がいの特性に応じた情報提供の充実を図るとともに、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材を育成し活用を推進します。

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の充実	ア 制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載します。 ・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。 ・市政だよりやホームページの動画に字幕などを付けることを検討します。
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体から意見を聴取します。
② 意思疎通支援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の手話通訳者の設置を充実します。 ・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・やさしい手話講座を開催します。 ・音訳技術講習会を開催します。 ・音訳デジタル録音技術講習会を開催します。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	手話通訳者の派遣件数	562 件	632 件

7 防災・防犯

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、災害などの緊急事態が発生した場合の避難について、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が、知的障がいのある人で約7割、障がいのある児童で約8割と高くなっています【78頁参照】。

また、災害などの緊急事態に困ると思うこととして、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が、知的障がいのある人で約7割、精神障がいのある人で約4割、障がいのある児童で約8割と高くなっており、緊急事態において周囲の支援や理解が必要とされています【79頁参照】。障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことができるよう、地域住民や関係団体などの連携による災害発生時の支援体制の強化や緊急時の情報伝達体制の整備など、防災体制の充実が求められています。

また、障がいのある人が犯罪や消費者トラブルなどの被害にあわないよう防犯対策を充実していくことも必要です。

□ 基本的方向

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や適切な避難支援、その後の安否確認を行える体制整備を始めとした防災対策を充実します。また、犯罪被害の防止に努めます。

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実 <div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">重点</div>	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心情報ネットワークを活用します。 保護者向け緊急メール配信サービスを活用します。
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布し活用を促します。
	ウ 災害時要援護者支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体研修会で周知します。
	エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小規模福祉施設での消防訓練を実施します。 小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練を実施します。 防災講話を開催します。 地域における市民防災マニュアル作成の手引きを配布します。 地域の防災訓練への参加を促進します。
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 災害用簡易組立トイレ（要配慮者対応）を設置します。
	キ 要配慮者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所を拡充します。
	ク 防災会議への委員登用の検討	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議に福祉分野からの参画を進めます。
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 防犯講話を開催します。 消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実	ア 見守り活動の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域見守り連絡会議を開催します。 地域見守り活動に関する協定を締結します。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	災害時要援護者支援制度を知っている人の割合	11.4%	50%
2	避難行動要支援者名簿に登録したいと思う人の割合	22.7%	40%
3	避難行動要支援者名簿の登録者数	339 人	500 人

8 差別の解消及び権利擁護の推進

□ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、障がいのある児童の約6割が、障がいがあることで普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがあります【80頁参照】。

また、市民の障がいに対する理解については、視覚障がいで約7割、肢体不自由で約6割、知的障がいで約6割と理解している割合が高くなっていますが、内部障がいで約3割、高次脳機能障がいで約2割など、障がいによっては、特性や必要な支援が十分理解されていない現状がうかがえます【81頁参照】。

こうしたことから、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うとともに、障がいのある人とない人がお互いにコミュニケーションを図る機会や地域における福祉教育を充実させていくことが必要です。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業、障がい者虐待の防止などについて知らない人もまだ多く見られ、制度の普及啓発や適切な利用の推進などを図っていくことが必要です。

障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

□ 基本的方向

共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発、障がいのある人との交流活動や福祉教育を充実します。

また、権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 <div style="text-align: center;">重点</div>	ア 障がいの権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシを配布します。 ・講演会を開催します。
② 権利擁護の推進 <div style="text-align: center;">重点</div>	ア 障害者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを周知します。 ・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催します。 ・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 ・啓発チラシを配布します。 ・講演会を開催します。
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修を開催します。 ・成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。
③ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。
	イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人達の相互交流を行います。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	96.6%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	7.4%	30%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	5.9%	30%
4	成年後見制度を知っている人の割合	26.4%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	13.5%	40%

9 行政サービス等における配慮

□ 現状と課題

障がいのある人が適切な配慮を受け、その権利を円滑に行使することができるよう、様々な場面における配慮が求められています。

今後は、障害者差別解消法の成立により、各行政機関等において障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが求められています。

□ 基本的方向

各行政機関等において配慮及び障がいのある人への理解の促進等に努めるとともに、投票等選挙における配慮など、様々な合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮

□ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。
	イ 窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の設置を充実します。
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 声の広報かすがいを作成します。 声のかすがい市議会だよりを作成します。 音声コードの活用を促進します。 市政だよりやホームページの動画に字幕などを付けることを検討します。
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 点字器を設置します。 代理投票の適切な実施等に取り組みます。
	イ 不在者投票の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。 郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。

□ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修*を受講した職員の割合	—	15%

※障がいの理解に関する研修は、平成 27 年度以降の新規採用職員研修を対象とします。